

企画提案書作成要領
宮島まちづくり推進支援業務

審査基準

廿 日 市 市

経営企画部 宮島企画調整課

第1 審査基準の位置付け

この審査基準は、廿日市市（以下「市」という。）が宮島まちづくり推進支援業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するための方法及び基準を示すものであり、募集要項等と一体のものである。

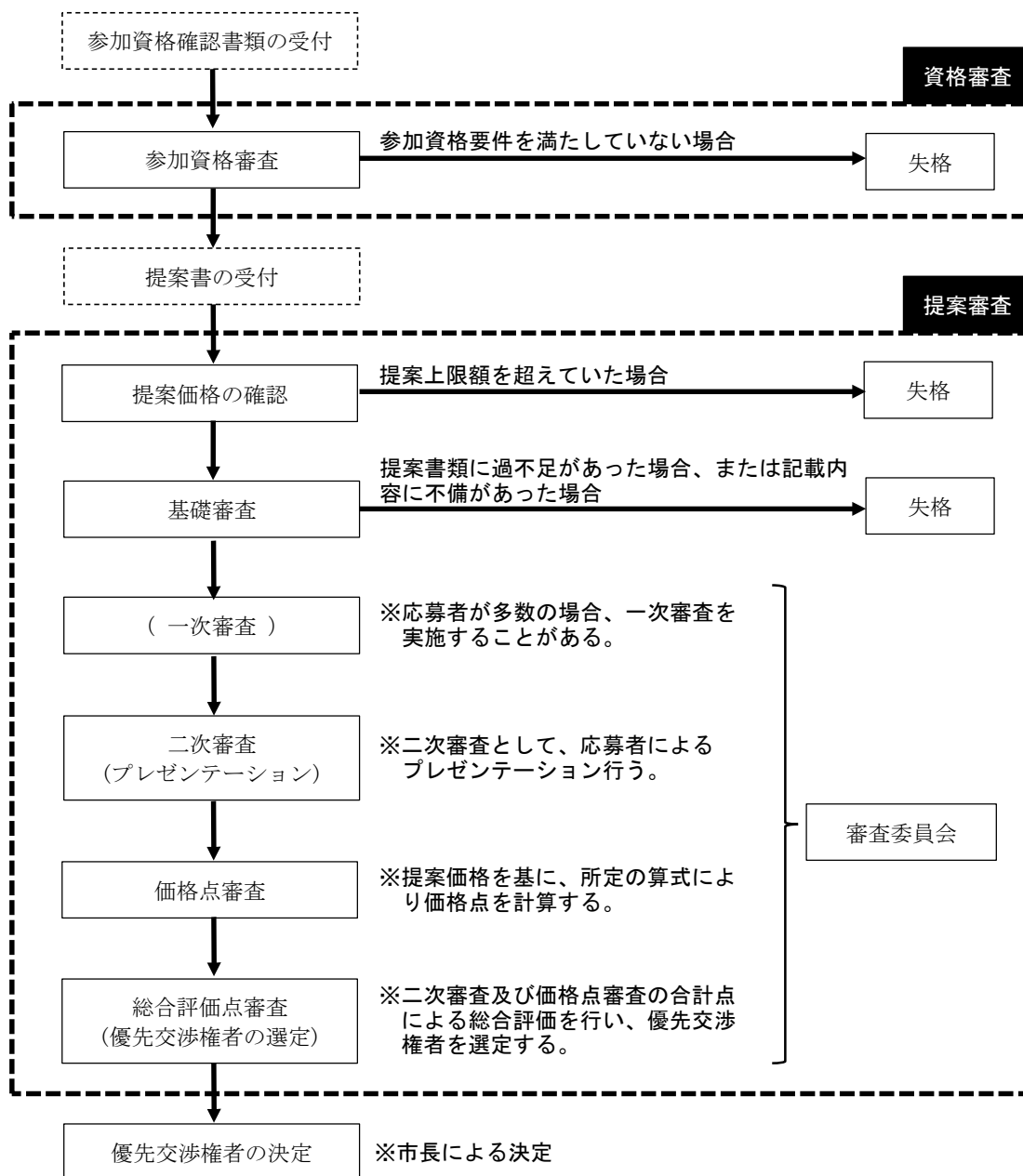
本事業では、事業者の幅広い能力とノウハウを最大限に活用し、効率的かつ効果的な業務実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、提案金額のみではなく、提案内容を重視し、総合的に評価するものとする。

第2 審査方法及び基準

1 審査の流れ

優先交渉権者の決定は、次に示す手続きを経て、市長が行う。

【優先交渉権者決定フロー】



提案審査のうち、一次審査、二次審査、及び優先交渉権者の選定については、宮島まちづくり推進支援業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

2 資格審査

市は、参加者が参加資格要件を満たしていることを確認し、満たしていない場合は、その参加者を失格とする。

なお、資格審査の結果は、提案審査における評価には反映させないものとする。

3 提案審査

(1) 提案価格の確認

市は、提案価格が、提案上限額を超えていないことを確認する。上限額を超えた提案をした参加者は失格とする。

(2) 基礎審査

市は、提案書類の過不足等について確認する。この際、書類の過不足や求められている内容が各提案書様式に明らかに記載されていない場合は、その参加者を失格とする。

(3) 一次審査

提案者が多数の場合、一次審査を実施することがある。一次審査を実施する場合は、参加資格適格通知に併せて、実施の有無を通知する。

一次審査は、別記 審査基準の「1 提案審査項目」に基づき審査委員会により審査及び選定を行う。一次審査の結果は、その結果にかかわらず提案者に通知する。

(4) 二次審査

一次審査を実施した場合、一次審査を通過した提案者による二次審査を実施する。

二次審査は、企画提案書を用いたプレゼンテーションにより評価をすることとし、別記の審査基準に基づき、審査委員会により審査及び選定を行う。

二次審査の結果は、その結果にかかわらず提案者に通知する。

4 審査委員会による審査

(1) 基本事項

審査委員会は、提案書の内容について、別記の審査基準による評価を行う。なお、評価点の計算に当たっては、小数第三位を四捨五入し、小数点第二位までを有効とする。

(2) 独自提案

仕様書以外の独自提案も評価の対象とする。

独自提案を行う場合は、いずれの業務に対する独自提案であるかを企画提案書にわかるように記載すること。なお、独自提案部分も含めて提案上限額を超えないこと。

(3) 評価点の最高点の者が複数の場合の措置

総合評価点の最高点の者が複数の場合は、企画提案書の見積金額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。

5 審査結果の公表

審査の結果は、優先交渉権者に決定した者のみの審査結果を公表する。

第3 優先交渉権者の決定

審査委員会の選定結果を踏まえ、市長が優先交渉権者を決定する。

審査結果は、その結果にかかわらず、参加者に電子メールで通知するとともに、優先交渉権者にあつては名称及び得点を、その他の者については名称を伏して得点を、市ホームページにおいて、公表する。なお、審査に関する問合せは一切受け付けない。

別記 審査基準

1 提案審査項目

審査項目	審査基準	審査の視点	配点
企画提案	基本方針	・ 目的に対する理解はできているか。 ・ 目的達成に必要な自身の役割に対する理解は適切か。 ・ 宮島の地域特性及び宮島まちづくり基本構想を理解した上での提案となっているか。	30
	提案内容の的確性	・ 3年後の事業終了時のまちづくり運営体を地元運営ができる状態に向けての具体的な計画がされているか。 ・ 宮島でまちづくり活動を行う人をどう育てるかが示されているか。	30
	実施スケジュール	・ 地域と協働できるスケジュールとなっているか。 ・ 円滑に実施するための手法が提案されているか。	10
	提案内容の効果性	・ 提案者の強みを活かした提案となっているか。 ・ 地域特性を踏まえた効果的な提案となっているか。 ・ 地域の将来を見据えた提案がなされているか。 ・ 業務の効果、成果を具体的に示すことができているか。	30
実施体制	実施体制	・ 社会情勢の変化に柔軟に対応できる体制となっているか。 ・ 地域や行政等とも充分に関わることができる体制となっているか。	10
	業務従事者	・ 業務従事者の経験、実績は十分か。	10
実績	過去の実績等	・ 業務の成果は地域に還元されているか。 ・ まちづくり活動などの事業が現在も継続されているか。 ・ 地域の活性化を促すことができたか。	10
提案価格	提案価格	・ 提案上限額の範囲内となっているか。 ・ 最低提案価格との価格差。	10

2 能力審査項目

審査基準	審査の視点	配点
関連づける力	宮島まちづくり基本構想の具現化に向け活動する団体やその活動等の動きと、令和10年度当初にまちづくり運営体を地元主体で運営可能な状態となるまでの過程において、各団体の動きやその活動と関連づけた提案ができているか。	20
問いを立てる力	宮島でまちづくりを行う団体、住民に対し、地域の思いを引き出すため、まちづくりの方向性と一致した問いかけをして答えを導き出すことができる事業者であるか。	20

観察する力	地域の動きに寄り添い、それを外からの視点で客観的に判断することができるか。	20
ネットワークを構築する力	提案者は本事業の展開により宮島に適したネットワークを構築できるか。	20
「社会実験」や「社会実装」する力	宮島でまちづくりを行う団体、住民が宮島のための取り組みを企画、実行できる力を有していけるようにしていくためのしくみを提案できているか。	20

3 採点方法

(1) 採点方法

審査基準の目安	採点
非常に優れた提案	A・・・配点×1.0
優れた提案	B・・・配点×0.8
やや優れた提案	C・・・配点×0.6
仕様書どおりの提案	D・・・配点×0.5
仕様書の内容を満たしていない	E・・・0